

市民税及び都市計画税の課税処理について

平成 16 年 2 月 23 日

財 政 部

1 市民税の免税所得に係る事務処理誤りについて

(1) 概 要

現行の市民税課税システムについて、課税業務の事務改善のため新システムを導入することとして、平成 14 年度から事業に着手しておりますが、そのため平成 15 年度において市民税情報を提供している関係課との課税データの内容について点検を実施したところ市民税賦課計算の段階において、課税データに免税所得を総所得金額に入力していないことが判明いたしました。その結果、この課税データ(個人の合計所得金額等)を利用している関係課のうち国民健康保険税及び介護保険料に影響を与えることがあわせて判明いたしました。

※個人住民税における免税所得(免税牛)

畜産農家において、肉用牛を 1 頭につき 100 万円(税抜き)未満で売却した場合に、その事業所得は課税の段階で租税特別措置法に基づいて、「住民税所得割」が免除される制度である。

免税牛の特例措置は、昭和 57 年度から平成 18 年度までの各年度分に限られ、免除される。

(2) 国民健康保険税及び介護保険料の影響額

区 分	15 年度	14 年度	13 年度	計
国民健康保険税	32 人	34 人	37 人	103 人
	1,881,600 円	1,479,900 円	1,547,800 円	4,909,300 円
介護保険料	3 人	4 人	1 人	7 人
	19,500 円	54,600 円	1 円	74,100 円
合 計	35 人	38 人	37 人	110 人
	1,901,100 円	1,534,500 円	1,547,800 円	4,983,400 円

2 都市計画税の課税に係る事務処理誤りについて

(1) 概 要

都市計画税は、都市計画図等により市街化区域か否かを確認して課税しておりますが、土地には都市計画税が課税されていないにもかかわらず、家屋には都市計画税が課税されていた例が一部に発見されたので、すべての家屋について見直しを実施いたしました。

(2) 見直しの結果

その結果、市街化区域外の家屋に対して都市計画税が課税されていたもの、逆に市街化区域内の家屋に対して都市計画税が課税されていなかったものが次表のとおり発見されました。

課税誤り分

人数(人)	還付金(円)	加算額(円)	計(円)	備 考
42	3,544,430	801,432	4,345,862	昭 61～平 15

課税漏れ分

	15 年度	14 年度	13 年度	12 年度	11 年度	計
人数 (人)	339	339	337	327	210	339
税額 (円)	2,449,428	2,449,428	2,392,360	2,294,919	890,613	10,476,748